

令和3年度	業 務 委 託 設 計 書			
業 務 名	令和4年度伊賀市大山田行政サービス巡回車運行管理業務委託			
履 行 場 所	伊賀市大山田支所管内、伊賀支所管内及び青山支所管内 地内			
委 託 料	金 円			
履 行 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	設 計	令和4年1月11日	
		積 算		検 算
業 務 の 概 要		業 種		業種コード
運行路線 坂下線、大沢線、虹ヶ丘線（3路線） 行政サービス巡回車の運行管理（年間） 行政サービス巡回車の運転（243日）、運転手の採用・教育・労務管理 車両の整備（定期整備を含む）、修理全般 燃料油脂類の購入、給油及び交換 除菌用備品の購入・補充 事故処理に関すること 自動車保険（任意保険）に関すること 乗車運賃の徴収及び保管管理に関すること その他車両の管理・整備に関すること		業務価格		
		¥	—	
		税（官積）		
		¥	—	

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	行政サービス巡回車運行管理業務						
1	人件費	乗務員賃金、社会保険料等	12	月			
2	燃料費	燃料及び油脂費等	6,717	リットル			年間走行距離 約40,300km 軽油
3	整備費	定期点検(3カ月毎)、車検整備、消耗品等の修理・交換	1	式			車両1台分
4	自動車保険料(任意保険)	対人対物、人身障害保障、搭乗者障害、無保険者障害、車両保険	1	台			
5	その他管理費		1	式			
	計						
	合計						

伊賀市大山田行政サービス巡回車運行管理業務委託仕様書

1. 目的

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、自家用自動車による乗合旅客運送を行うことにより、地域住民の生活交通手段の確保と住民福祉の向上に資することを目的とする。

2. 業務内容

①行政サービス巡回車の運行管理

- ・旅客自動車運送事業の運行管理者の資格を有するものが運行管理を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2の規定に準じ、運転基準図の作成、運行表の作成等運行に必要な運行管理を行うこと。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる運行管理者の資格証の写しを委託者に提出すること。
- ・受託者は、道路交通法の規定に基づき、酒気帯びの有無の確認及び記録の保存を行うこと。

②車両の運転

- ・乗務員（運転者）の採用・教育及び労務管理業務
- ・市の行政サービス巡回車を運行していることを常に自覚し、安全運転と利用者への誠意ある接遇を徹底し、そのために必要な乗務員の指導及び教育に努めること。
- ・乗務員に対し、運行する道路の状況、気象条件等安全な運行を確保するため必要な事項について適切な指導を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第21条の規定に準じ勤務時間に関する基準を満たすため、十分な数の乗務員を確保すること。
- ・乗務員については、大型（中型8t限定解除を含む）免許取得者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項の要件を備えている者とする。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる乗務員全員の運転免許証の写し（両面）を委託者に提出すること。
- ・受託者は運行車両の鍵の管理を行うこと。
- ・運行車両は、原則、市が指定する場所で保管すること。受託者が保管場所を用意する場合は委託者の許可を得ることとし、かかる経費は受託者が負担すること。

③車両の整備（定期整備を含む）、修理全般

- i) 事業用自動車に必要なとされる点検整備を実施し、各月の業務完了後、乗務記録及び日常点検表の写しを受託者に提出し検収を受けるものとする。
- ii) 通常点検、修理及び車検を含む定期点検時の業務範囲は次のとおりとする。
 - ・日常仕様点検
 - ・洗車、清掃、ワックスがけ
 - ・エンジン及び下廻りスチーム洗浄（車検時のみ）

- ・ 下廻り防錆黒塗り塗装（車検時のみ）
 - ・ 定期点検時及び車検時のそれぞれの指定項目点検、調整及び清掃
 - ・ 車検時の完成検査
 - ・ 車検に要する費用の支払い（手数料：印紙含む、整備費）
 - ・ エアークリーナーエレメント交換
 - ・ スパークプラグ交換
 - ・ ディスクブレーキキャリパー分解、点検及び清掃
 - ・ ディスクブレーキパッド交換
 - ・ ホイールシリンダーカップ交換
 - ・ ブレーキライニング交換
 - ・ ブレーキオイル、オートマチックオイル及びエンジンオイルの補給及び交換
 - ・ オイルエレメント交換
 - ・ ワイパーブレードゴム交換
 - ・ ウォッシャー液補給
 - ・ ファンベルト交換
 - ・ 電球交換
 - ・ タイヤ交換（入替、ホイールバランス、廃タイヤ引取り含む）
 - ・ 冬用装備（スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等）
 - ・ バッテリー交換（液補充含む）
- iii) 次の各本体の修理及び交換に要する費用は委託者の負担とし、次の各本体の修理及び交換以外に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- ・ エンジン本体
 - ・ インジェクションポンプ本体
 - ・ エンジンコントロールユニット（コンピューター）本体
 - ・ オートマチックトランスミッション本体（コンピューターユニット含む）
 - ・ ディファレンシャル本体
 - ・ ステアリングギアボックス本体
 - ・ エアークンディショナーの主要機構本体（エバポレーター・コンデンサー・駆動用エンジン・コンプレッサー）
 - ・ エアークンプレッサー本体
 - ・ 燃料式ヒーター本体
 - ・ ラジエーター本体
 - ・ ブレーキのアクチュエーター本体
 - ・ スライドドア及びオートスライドドアモーター本体
 - ・ オートスライドステップ本体
 - ・ 腐食による車体の損傷等
 - ・ 発電用エンジン及び関連部分
 - ・ クラッチディスク・プレッシャープレート・フライホイール

- ・足廻り（ベローズ及び各種ラバー）交換
- ・車検時の重量税及び自賠責保険料
- ④燃料油脂類の購入、給油及び交換
- ⑤除菌用備品の購入、補充
- ⑥不測の事態に関すること
 - i) 連絡体制に関すること
 - ・受託者は、契約締結後、通常時・緊急時及び災害時の連絡体制等を書面にて委託者に通知すること。
 - ・受託者は、緊急時に連絡がとれるよう乗務員に携帯電話等の通信機器を常備すること。
 - ii) 事故処理に関すること
 - ・乗務員は、事故等があった場合又は使用車両を損傷した場合、警察に届けるほか臨機の処置をとり、速やかに委託者に連絡しその指示を受けること。
 - ・事故の際の交渉、補償、修理に係る一切の手続き及び対応（搭乗者対応、運行事業者持込車両による代替車両の手配を含む）を受託者においてとること。
 - ・受託者は顛末及び再発防止策について、書面により委託者に報告すること。
 - iii) その他不測の事態への対応に関すること
 - ・乗務員は、運転中に自然災害、道路障害、事件事故、車両故障、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ又は生じる恐れがある場合、直ちに乗員の安全を確保する措置をとり、速やかに委託者に報告すること。
 - ・受託者は、乗務員の事故その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ又は生じる恐れがある時は、直ちに現場状況等の確認をすると共に、速やかに委託者に連絡し、必要に応じ代替乗務員を配置するなど適切な処置をとること。
- ⑦自動車保険（任意保険）に関すること
 - ・受託者は、本業務の履行にあたり使用する車両全てについて、次の補償基準以上の自動車保険（任意保険）に加入し、加入を証明できる書面の写しを契約時及び更新時に委託者へ提出すること。
 - 対人保険 無制限
 - 対物保険 無制限
 - 人身傷害補償保険 1名あたり 5,000 万円
 - 搭乗者傷害保険 1名あたり 1,000 万円かつ1事故につき 1億 2,000 万円
 - 無保険車傷害保険 1名あたり 2億円
 - 車両保険
- ⑧乗車運賃の徴収及び業務報告等に関すること
 - ・受託者は、毎月の乗務員運転予定名簿を月初めまでに委託者に提出すること。
 - ・乗務員は、伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22 号）第 4 条に定める乗車運賃を乗客より徴収すること。
 - ・受託者は、乗客に渡す釣銭を準備すること。

- ・乗務員は、車内において停車中に回数券の販売（領収証の準備を含む）を請け負うこと。回数券は市が作成する。車内販売用の回数券は、受託者において管理すること。
- ・乗務員は、所定の運行日誌、乗車実績、販売した回数券の金額、回数券の残数等を記録し、委託者が指定する方法で月報にて受託者から市交通政策課へ報告すること。また、運賃収入（販売した回数券がある場合はその代金を含む）は毎月月末締めで委託者の指定する方法により翌月１０日までに委託者に支払うこと。
- ・委託者は受託者に対し、本業務の処理状況について随時調査し必要な報告を求めると共に、本業務の実施について必要な指示を行うことができるものとする。

３．委託期間

令和４年４月１日～令和５年３月３１日

４．業務の実施場所

伊賀市大山田支所管内、伊賀支所管内及び青山支所管内

５．運行路線

《令和４年４月～令和５年３月》３路線

坂下線：大山田支所前～アニーズ前～坂下～滝

大沢線：大山田支所前～大沢～真泥～大山田支所前

虹ヶ丘線：大山田支所前～希望ヶ丘口～大山田支所前

- ・別紙路線図及び時刻表のとおり
- ・自然災害や道路工事等による臨時の迂回、運行時間等の変更又は運行中止等については、原則として委託料の変更は行わない。

６．運行車両数（１台）

- ・次の市有車両を使用し運行する。

三重２００さ１７３３

（トヨタ ハイエース（１５人乗）平成２２年１１月登録）

- ・乗務員は、委託者が指定する車庫に使用車両を格納すること。

７．運行日 令和４年４月１日～令和５年３月３１日

平日２４３日間

但し、１２月２９日～翌年１月３日を除く。

８．運行便数

《令和４年４月～令和５年３月 １日１２便》

坂下線（往路３便＋復路３便）＋大沢線（３便）＋虹ヶ丘線（３便）

9. 運行走行距離

《令和4年4月～令和5年3月 1日12便（平日）》

1 便当たり

坂下線 24.8 km（坂下行き）（往路：12.4 km 復路12.4 km）
往路1便＋復路1便

坂下線 29.2 km（滝行き）（往路：14.6 km 復路14.6 km）
往路2便＋復路2便

大沢線 13.7 km 循環系3便

虹ヶ丘線 13.0 km 循環系3便

1 日当たり

163.3 km

10. 管理時間

《令和4年4月1日～令和5年3月31日》

○坂下線： 午前6時40分～午後7時10分（平日）

○大沢線： 午前9時30分～午後6時00分（平日）

○虹ヶ丘線：午前7時40分～午後5時00分（平日）

11. 委託料の支払方法

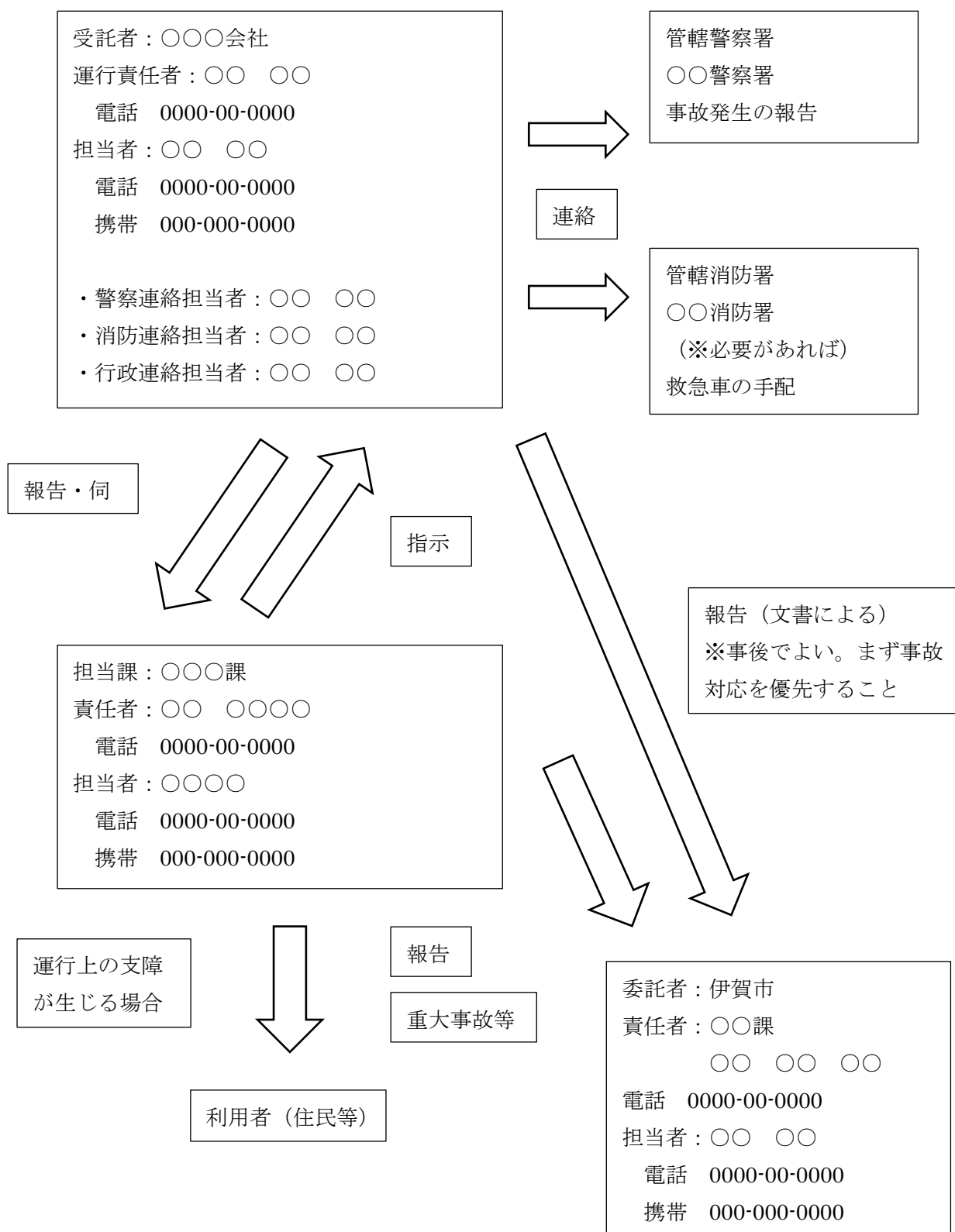
毎月末日締め、翌月支払いとする。

12. その他

- ・安全運転研修を定期的実施すること。
- ・受託者は、事前に業務内容を把握し、令和4年度当初からの本業務に支障のないよう準備すること。
- ・一般的な路線バスと同様、事前許可を受けた内容による定時・定路線の運行を遵守すること。
- ・運行にあたって、高齢者や通学の児童・生徒が主な乗客になると見込まれるので、乗客に応じた対応に配慮すること。特に、他公共交通機関との乗り継ぎには注意を払うこと。
- ・委託期間途中で他の公共交通機関の改正、委託者の施策等により運行内容に変更が生じた場合、委託内容及び委託料については協議の上で受託者は委託者の指示に従うものとする。
- ・その他契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が誠意を持って協議の上定めるものとする。

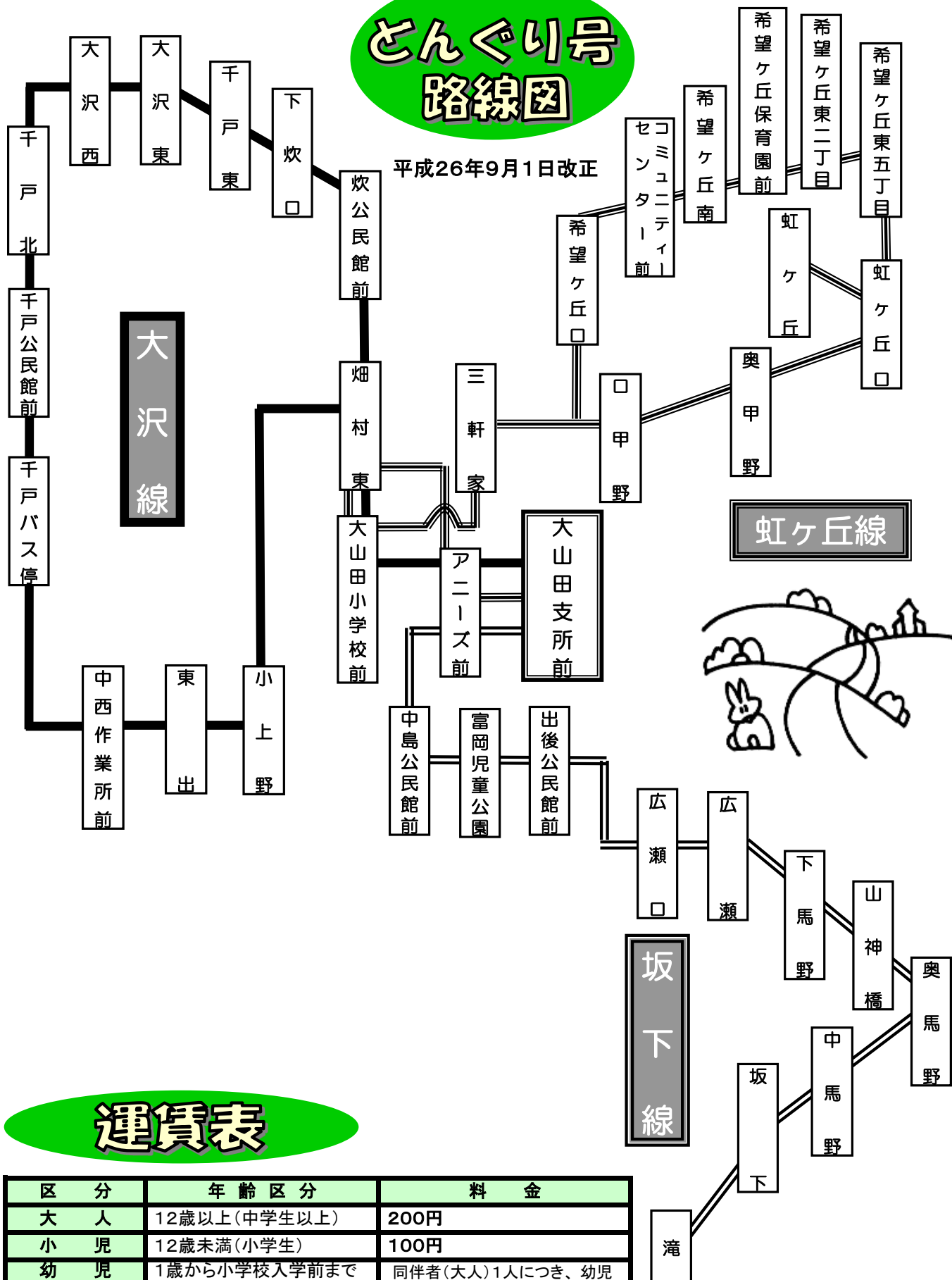
以上

事故発生時等の緊急連絡体制図



とんぐり号 路線図

平成26年9月1日改正



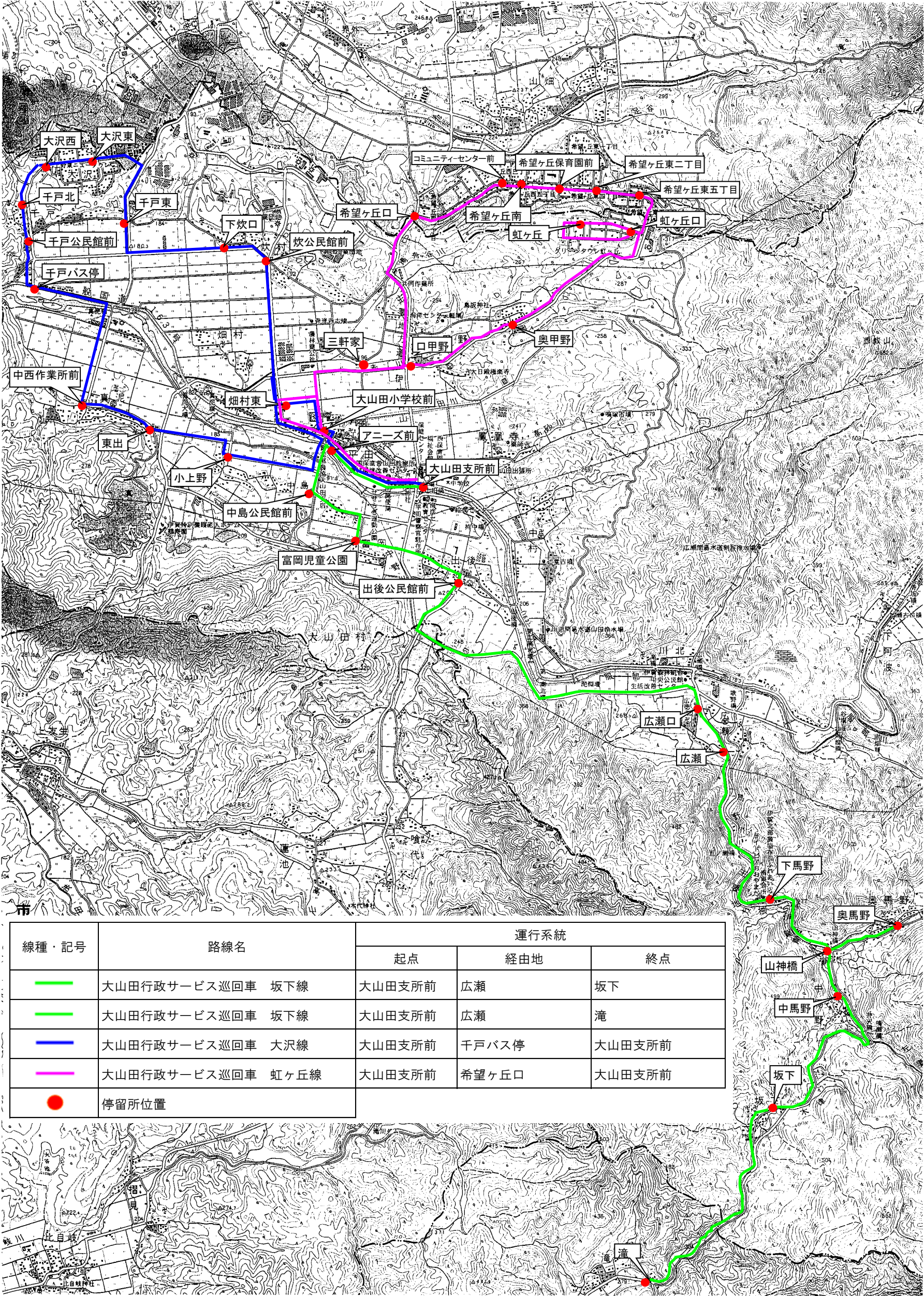
運賃表

区分	年齢区分	料金
大人	12歳以上(中学生以上)	200円
小児	12歳未満(小学生)	100円
幼児	1歳から小学校入学前まで	同伴者(大人)1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は小児運賃。
乳児	1歳未満	無料

※身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の提示または、マイナンバーカード情報マイナポータルと連携したスマートフォンアプリ(ミライID)の提示により運賃は半額となります。

大山田支所振興課
TEL : 0595-47-1150
FAX : 0595-46-1764

大山田行政サービス巡回車「どんぐり号」 路線全図



大山田行政サービス巡回車「どんぐり号」時刻表

【令和2年4月1日改正】

坂下線

「支所前」発	「滝」行	「坂下」行	「滝」行
大山田支所前	6:43	11:54	17:48
アニーズ前	—	11:57	17:51
中島公民館前	—	11:58	17:52
富岡児童公園	—	12:00	17:54
出後公民館前	—	12:02	17:56
広瀬口	6:50	12:07	18:01
広瀬瀬	6:50	12:07	18:01
下馬野	6:53	12:10	18:04
山神橋	6:54	12:11	18:05
奥馬野	6:56	12:13	18:07
中馬野	6:58	12:15	18:09
坂下	7:03	12:20	18:14
滝	7:07	—	18:18
三重交通バスの 「阿波線」との 乗り継ぎ		三交付行 《大山田小学校》 11:52下車 どんぐり号 【アニーズ前】 に接続	三交付行 《大山田小学校》 17:32下車 どんぐり号 【アニーズ前】 に接続

「坂下」「滝」発	「支所前」行		
滝	7:09	—	18:20
坂下	7:13	12:30	18:24
中馬野	7:18	12:35	18:29
奥馬野	7:20	12:37	18:31
山神橋	7:22	12:39	18:33
下馬野	7:23	12:40	18:34
広瀬瀬	7:26	12:43	18:37
広瀬口	7:26	12:43	18:37
出後公民館前	7:31	12:48	18:42
富岡児童公園	7:33	12:50	18:44
中島公民館前	7:35	12:52	18:46
アニーズ前	7:36	12:53	18:47
大山田支所前	7:39	12:56	18:50
三重交通バスの 「阿波線」との 乗り継ぎ	どんぐり号 【アニーズ前】下車 三交上野市駅行 《大山田小学校》 7:47に接続	どんぐり号 【アニーズ前】下車 三交上野市駅行 《大山田小学校》 12:58に接続	

大沢線

「支所前」発	大沢⇒真泥経由	「支所前」行	
大山田支所前	9:53	—	—
アニーズ前	9:55	—	—
大山田小学校前	9:57	—	—
畑村東	9:59	—	—
炊公民館前	10:02	—	—
下炊口	10:03	—	—
千戸東	10:06	—	—
大沢東	10:07	—	—
大沢西	10:08	—	—
千戸北	10:09	—	—
千戸公民館前	10:10	—	—
千戸バス停	10:12	—	—
中西作業所前	10:15	—	—
東出	10:16	—	—
小上野	10:18	—	—
畑村東	10:22	—	—
大山田小学校前	10:24	—	—
アニーズ前	10:26	—	—
大山田支所前	10:28	—	—
三重交通バスの 「阿波線」との 乗り継ぎ	どんぐり号 【千戸バス停】下車 三交上野市駅行 《千戸》 10:17に接続		

「支所前」発	真泥⇒大沢経由	「支所前」行	
大山田支所前	—	14:18	17:13
アニーズ前	—	14:20	17:15
大山田小学校前	—	14:22	17:17
畑村東	—	14:24	17:19
小上野	—	14:27	17:22
東出	—	14:29	17:24
中西作業所前	—	14:30	17:25
千戸バス停	—	14:33	17:28
千戸公民館前	—	14:35	17:30
千戸北	—	14:36	17:31
大沢西	—	14:37	17:32
大沢東	—	14:38	17:33
千戸東	—	14:39	17:34
下炊口	—	14:42	17:37
炊公民館前	—	14:43	17:38
畑村東	—	14:46	17:41
大山田小学校前	—	14:48	17:43
アニーズ前	—	14:50	17:45
大山田支所前	—	14:52	17:47
三重交通バスの 「阿波線」との 乗り継ぎ	三交付行 《千戸》 14:28下車 どんぐり号 【千戸バス停】 に接続	三交付行 《千戸》 17:28下車 どんぐり号 【千戸バス停】 に接続	

虹ヶ丘線

「支所前」発	希望ヶ丘経由	「支所前」行	
大山田支所前	7:45	15:14	16:21
アニーズ前	7:46	15:16	16:23
畑村東	7:49	15:18	16:25
大山田小学校前	7:51	15:20	16:27
三軒家	7:53	15:22	16:29
希望ヶ丘口	7:56	15:25	16:32
コミュニティーセンター前	7:57	15:26	16:33
希望ヶ丘南	7:58	15:27	16:34
希望ヶ丘保育園前	7:59	15:28	16:35
希望ヶ丘東二丁目	8:00	15:29	16:36
希望ヶ丘東五丁目	8:01	15:30	16:37
虹ヶ丘	8:03	15:32	16:39
虹ヶ丘口	8:04	15:33	16:40
奥甲野	8:07	15:36	16:43
口甲野	8:09	15:38	16:45
三軒家	8:10	15:39	16:46
大山田小学校前	8:15	15:41	16:48
畑村東	8:17	15:43	16:50
アニーズ前	8:20	15:45	16:52
大山田支所前	8:22	15:47	16:54
三重交通バスの 「阿波線」との 乗り継ぎ			

●運行日：（全線）月～金曜日

※但し、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運休。

○青山・いがまちとの乗り継ぎについて

☆大山田から、青山方面へ行く場合

- ・大山田坂下線「滝」7:07着を下車
→青山滝線「滝」7:40発に乗車

☆大山田から、いがまち方面へ行く場合

- ・大山田虹ヶ丘線「希望ヶ丘口」 7:56着を下車
→いがまち希望ヶ丘線「希望ヶ丘口」 7:56発に乗車

- ・大山田虹ヶ丘線「希望ヶ丘口」 16:32着を下車
→いがまち希望ヶ丘線「希望ヶ丘口」 16:32発に乗車

【問い合わせ先】

伊賀市大山田支所振興課

☎ 0595-47-1150